
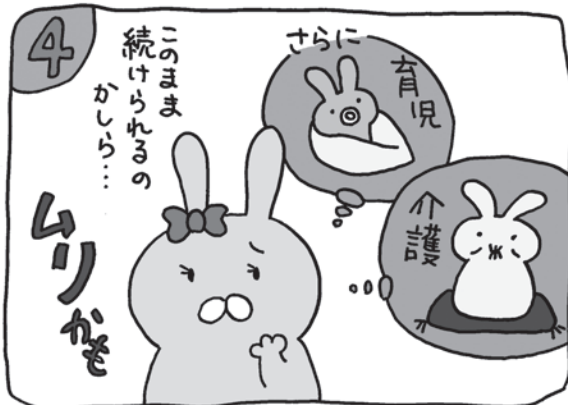
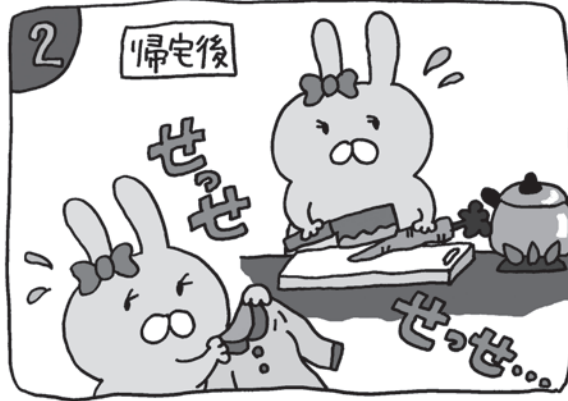


発行：彦根市  
編集：秘書政策課  
●1日・15日発行

ウイ・とズーの  
日常の  さんかく  4の3



# 女性の活躍って？

4月1日に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる「女性活躍推進法」が施行されました。

これは、女性が職業生活で、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律です。これによって少子化による労働力不足を解消しようという狙いがあります。

男女雇用機会均等法が施行されてから30年あまりが経ち、当時より共働き世帯が増えています。夫婦の家事に関わる時間は共働きかどうかに関わらず、依然として女性の方が多く担っているという調査結果があります。

仕事と家事・育児・介護などの両立が難しく、第1子出産後に約6割の女性は仕事を辞めています。

一方で、男性の長時間労働は世界でもトップクラスだといわれており、男性も女性も、疲れている人が多いような状況です。

「女性活躍推進法」が作られた背景のひとつには、男女役割分業を前提とした働き方を見直すということがあります。

このような中で、仕事と生活の両立に必要なことは…？

まずは身近な家庭から、考えてみてはいかがでしょうか。

問い合わせ先 困人権政策課 ☎ 30-6113、  
FAX24-8577



▼「広報ひこね」は大豆油インキを包んだ植物油インキを使用しています。  
▼廃棄する場合には古紙回収に出してください。  
▼この「広報ひこね」は51,100部作成し、1部当たりの単価は8円（1円未満切り捨て）です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

